

## 建設現場における遠隔臨場に関する試行要領（建築・電気・機械）

### 1 趣 旨

この要領は、建設現場における遠隔臨場の試行に関し、必要な事項を定める。

### 2 目 的

本要領は、公共工事の建設現場において「段階確認」、「材料検収」、「立会」を必要とする作業に遠隔臨場を適用して、受発注者の業務の効率化と円滑な施工の確保を図ることを目的とする。

なお、試行は今後の適正な取り組みに資するため、効果の検証及び課題の抽出を行うために実施するものである。

### 3 定 義

遠隔臨場とは、スマートフォン等による映像と音声の双方向通信を使用して「段階確認」、「材料検収」、「立会」を行うものである。

### 4 試行対象工事

対象工事は、北九州市が発注する建築・電気・機械工事（電気・機械工事にはプラント工事を含む）のうち、受注者が希望するものとする。

ただし、受注者は、試行に参加しなかったことにより、何ら不利益を被ることはない。

### 5 試行内容

#### (1) 段階確認、材料検収、立会での確認

①受注者は、遠隔臨場の実施にあたり、施工計画書等に「段階確認」「材料検収」「立会」での確認事項を記載し、監督員の確認を受けなければならない。

回数については、3回以上とする。

②受注者がスマートフォン等により撮影した映像と音声を監督員へ同時配信を行い、双方向の通信により会話しながら確認し、画像（スクリーンショット等）を保存する。

③保存した画像については、工事写真として取りまとめるものとする。

④使用機器については、スマートフォンに限らず、ヘルメットや体に装着可能なウェアラブルカメラやタブレット等のモバイル端末を使用することも可能である。

なお、スマートフォン等の使用は、「段階確認」、「材料検収」、「立会」だけでなく、現場不一致、事故などの報告時等にも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

#### (2) 機器の準備

本試行に要する受注者が使用するスマートフォン等の映像と音声の配信に必要な機器等は、受注者が手配するものとし、監督員は、原則、監督課が所有するスマートフォン等を使用するものとする。

なお、双方向の通信手段等の詳細については、受注者と監督員が協議し決定するものとする。

#### (3) 効果の検証

受注者は、本試行を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は監督員の指示による。

#### (4) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、必要に応じて計上することができるものとする。

### 6 工事成績評定

発注者は、遠隔臨場の試行の達成状況に応じて、工事成績評定により加点評価するものとし、達成できない場合であっても、減点評価しないものとする。

### 7 留意事項等

受注者は、試行にあたり以下に留意する。

- (1) 施工計画時点では想定できなかつた通信機器故障の可能性があると判断された場合（例えば、夏場の気温上昇、地下水の多量出水等）は、受発注者間で協議して、遠隔臨場の実施可否を検討する。
- (2) 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して、撮影の目的、用途等を説明し、承諾を得ること。
- (3) 動画撮影用のカメラ等の使用は意識が対象物に集中し、足元への注意が薄れたり、カメラの保持、操作のために両手が塞がることにより、転倒等の事故につながる場合がある。そのため撮影しながら移動する場合は進行方向の段差・障害物の有無を確認するなど、安全対策に留意すること。
- (4) 受注者は、作業員のプライバシーを侵害する音声が配信される場合があるため留意すること。
- (5) 受注者は、施工現場外ができる限り映り込まないように留意すること。
- (6) 受注者は、公的ではない建物の内部や人物が意図せず映り込んでしまった場合は、記録映像から人物等を特定できないよう必要な措置を行うこと。
- (7) 電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。
- (8) 受注者は、故意に不良箇所を撮影しない等の行為は行わないこと。
- (9) 画像の編集については、影などで視認しにくい画像のコントラスト等の調整は可とする。

### 8 その他

本要領に記載されていない事項については、技術監理局検査課に相談すること。

#### 附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。